

赤平おためし暮らし住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、赤平市（以下「市」という。）への移住を検討している者を対象に、一定期間市内での生活を体験できる「赤平おためし暮らし住宅」（以下「住宅」という。）を実施し、赤平での移住促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は市に移住を検討している者のうち、企画課（以下「担当窓口」という。）を通じて、移住、二地域居住、シーズステイ等を行おうとする者とする。

(住宅)

第3条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
赤平おためし暮らし住宅	赤平市大町3丁目1番地

(使用申込み)

第4条 住宅の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ住宅の使用について、担当窓口にて予約しなければならない。

2 担当窓口は、予約の受付後直ちに「赤平おためし暮らし住宅予約受付簿」（様式第1号）にその旨を記載しなければならない。

3 使用者は、住宅を使用する前に「赤平おためし暮らし住宅使用申込書」（様式第2号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めるときは、「赤平おためし暮らし住宅使用許可書」（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付しなければならない。この場合において、市長は住宅の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

2 許可書は、申込書受領後、1週間以内に交付しなければならない。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた使用者は、借地借家法（平成3年法律90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を「赤平おためし暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第4号。以下「契約書」という。）により市長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「赤平おためし暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第5号）により確認するものとする。

(賃貸期間)

第7条 住宅の賃貸期間は1週間以上1か月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

(使用料)

第8条 住宅の使用料は、次のとおりとする。

期間	金額	時期	摘要
1日	1,500円	夏期(5月～10月)	契約期間に1か月未満の端数があるときは、1日の使用料×日数とし、30日は1か月とする。
〃	1,900円	冬期(上記以外)	
1か月	40,000円	夏期(5月～10月)	
〃	50,000円	冬期(上記以外)	

- 2 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の使用料は、住宅借上料、光熱水費(電気及び上下水道料)を含むものとする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品、交通費は含まず、使用者の負担とする。
- 4 1か月の使用期間で夏期と冬期にまたがる月がある場合は、それぞれの日割りで使用料を定める。
- 5 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合、その一部を還付することができる。
- 6 前項の規定により使用料の一部を還付する場合、使用未済期間の日割り額とする。
- 7 貸借期間が1か月に満たない期間の使用料は、消費税法第6条及び消費税法施行令第16条の2の規定による消費税を賦課した額とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、前条第1項による使用料を納めた後に、市長から住宅の鍵を受け取り、借り受けるものとする。この場合、使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること。又、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 住宅の賃貸期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を市長に返却すること。
- (5) その他、住宅の借用に関し市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第10条 使用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者に第9条及び前条の規定に違反する行為があった場合又は住宅を継続し使用することが困難であると認める場合は、第5条の規定による使用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が終了する日まで又は前条の規定に基づき使用許可が取消された場合にあつては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(立入り)

第13条 市長は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により住宅、設備並びに備品等を破損、汚損及び滅失したときは、ただちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。